

福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例

提出理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、県民の付託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資するため、この条例を制定しようとするものである。